

## 1. 地下水採取を規制している条例の制定状況について

### 【調査概要】

全ての都道府県及び市区町村に対し、地下水の採取について許可・届出等により規制を行っている条例の制定状況について調査。

### 【調査結果】

- ・地下水の採取を規制している条例は、26都府県が28条例、236市区町村が241条例を制定。
- ・これらの条例により規制対象となる市区町村は714市区町村※。  
(※内訳は、都府県条例により541市区町村、市区町村条例により236市区町村が規制対象。一部重複あり。)
- ・条例の目的は、地盤沈下の防止(162条例)、地下水量の保全(253条例)。(※重複あり)
- ・罰則を設けているのは205条例。

## 2. 外国人等による地下水採取事例について

### 【調査概要】

全ての都道府県及び市区町村に対し、各自治体が把握している地下水採取事例のうち、採取者の名称や住所地から外国人又は外国法人と思われる者(以下、「外国人等」という。)による事例を調査した。なお、採取者の国籍は把握できていない。

また、回答した自治体は主に地下水採取を規制している条例により事例を把握しており、こうした条例がない自治体においては事例の把握ができていないと考えられる。

### 【調査結果】

#### (1) 外国人等による地下水採取の事例の把握の有無について

- ・外国人等による地下水採取の事例があると回答した自治体は、12自治体(1県・11市町村)、49件(予定2件を含む)。
- ・各自治体の把握件数は、1~5件が9自治体、10件以上が3自治体、最多が12件。
- ・主な目的は、生活用水、リサイクル業等の事業場での使用、消雪用、酒類の製造等。

#### (2) 外国人等による地下水の採取に関する支障事例の有無について

- ・地下水障害や住民トラブルの発生など、具体的な支障事例は報告されなかった。